

【人材開発】				
補助事業名	職業訓練の実施 人材開発支援助成金 〔旧キャリア形成促進助成金〕 (厚生労働省)	対象者	◎企業内での人材育成に取り組む中小企業事業主 ■雇用保険適用事業所であることが必要です。	助成率・助成額 ―※―は労働生産性要件の適用時― ◆訓練関連 1) 特定訓練コース OFF-JT 経費助成 45(60)% 賃金助成 760(960)円 OJT(雇用型訓練に限る) 実施助成 665(840)円 2) 一般訓練コース OFF-JT 経費助成 45% 賃金助成 480円 ◆制度導入関連 1) キャリア形成支援制度導入コース 2) 職業能力検定制度導入コース ともに60万円 ※事業所ごとの1年度内における 助成上限額1,000万円 ※一般訓練コースのみの場合は、 助成上限額500万円
募集期間	随時	支援内容	□職業訓練などを実施する中小企業者等に対して訓練経費や訓練中の賃金の一部を助成。(※労働生産要件を満たすと助成率・助成金の割増あり) ◆訓練関連 1) 特定訓練コース ・労働生産性の向上に直結する訓練 ・一定の要件を満たす雇用型訓練(職業能力開発促進センター等)、若年労働者への訓練、熟練技能者による技能承継訓練等について助成 2) 一般訓練コース ・1) 特定訓練コース以外の訓練 ◆制度導入関連 1) キャリア形成支援制度導入コース ・セルフキャリアドッグ制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成 2) 職業能力検定制度導入コース ・技能検定合格報奨金制度、社内検定制、業界検定制を導入し、実施した場合に助成	
補助事業名	非正規社員の正社員化 キャリアアップ助成金 〔①正社員化コース〕 (厚生労働省)	対象者	◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額―※―は労働生産性要件の適用時― ◆1人当たり助成金額 ・有期→正規:57(72)万円 ・有期→無期:28.5(36)万円 ・無期→正規:28.5(36)万円 ※正規には、多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員)を含む。 ※その他、条件については、厚生労働省のHPをご参照ください。
募集期間	随時	支援内容	□有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に、一定額を助成。	
補助事業名	正規雇用への転用等 キャリアアップ助成金 〔②人材育成コース〕 (厚生労働省)	対象者	◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額―※―は労働生産性要件の適用時― ◆1人当たり助成金額 OFF-JT 賃金助成:760(960)円/時間 経費助成:実費助成 ※訓練時間数に応じた限度額 ・100時間未満:10万円 ・100~200時間未満:20万円 ・200時間以上:30万円 ※有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合 ・100時間未満:15万円 ・100~200時間未満:30万円 ・200時間以上:50万円 OJT 実施助成:760(960)円/時間
募集期間	随時	支援内容	□有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に、一定額を助成。 ◆一般職業訓練[OFF-JT] ◆有期実習型訓練[ジョブカードを活用したOFF-JT+OJT]	
補助事業名	賃金規定改定 キャリアアップ助成金 〔③賃金規定等改定コース〕 (厚生労働省)	対象者	◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額―※―は労働生産性要件の適用時― ◆全ての賃金規定等を2%以上増額改定した場合 ・1~3人:9.5(12)万円 ・4~6人:19(24)万円 ・7~10人:28.5(36)万円 ・11~100人:2.85(3.6)万円/1人A列 ◆雇用形態別、職種別等の賃金改定等を2%以上増額改定した場合 ・1~3人:4.75(6)万円 ・4~6人:9.5(12)万円 ・7~10人:14.25(18)万円 ・11~100人:14250(18000)円/1人A列
募集期間	随時	支援内容	□全て又は意中部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定した場合に、一定額を助成。	
補助事業名	有期労働者への法定外健 キャリアアップ助成金 〔④健康診断制度コース〕 (厚生労働省)	対象者	◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額―※―は労働生産性要件の適用時― ◆1事業所当たり助成金額 38(48)万円
募集期間	随時	支援内容	□有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合に、一定額を助成。	

※各補助金・助成金の制度詳細については、各「補助事業名」を押し、リンク先をご参照ください。

(更新日:平成29年6月1日)

【人材開発・職場環境改善】

補助事業名	<p><b>賃金規定の共通化</b>                  キャリアアップ助成金                  「⑤賃金規定等共通化コース」                  (厚生労働省)</p>	<p>対象者                  ◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主                  ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。</p>	<p>助成額(※)は労働生産性要件の適用時</p>	<p>◆1事業所当たり助成金額                  57(72)万円</p>
募集期間	<p>随時</p>	<p>支援内容                  □有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定を新たに規定・適用した場合に、一定額を助成。</p>		
補助事業名	<p><b>諸手当制度の共通化</b>                  キャリアアップ助成金                  「⑥諸手当制度共通化コース」                  (厚生労働省)</p>	<p>対象者                  ◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主                  ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。</p>	<p>助成額(※)は労働生産性要件の適用時</p>	<p>◆1事業所当たり助成金額                  38(48)万円</p>
募集期間	<p>随時</p>	<p>支援内容                  □有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合に、一定額を助成。</p>		
補助事業名	<p><b>有期労働者の賃金引上げ</b>                  キャリアアップ助成金                  「⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース」                  (厚生労働省)</p>	<p>対象者                  ◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主                  ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。</p>	<p>助成額(※)は労働生産性要件の適用時</p>	<p>◆1人当たり助成金額                  ・3～5%未満:1.9(2.4)万円                  ・5～7%未満:3.8(4.8)万円                  ・7～10%未満:4.75(6.0)万円                  ・10～14%未満:7.6(9.6)万円                  ・14%以上:9.5(12)万円</p>
募集期間	<p>随時</p>	<p>支援内容                  □選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に、一定額を助成。</p>		
補助事業名	<p><b>有期労働者の社会保険適</b>                  キャリアアップ助成金                  「⑧短時間労働者労働時間延長コース」                  (厚生労働省)</p>	<p>対象者                  ◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主                  ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。</p>	<p>助成額(※)は労働生産性要件の適用時</p>	<p>◆1人当たり助成金額                  ・19(24)万円                  ※労働者の手取りが減少しない取組                  (⑤又は⑦と併用した場合)                  ・1～2時間未満:3.8(4.8)万円                  ・2～3時間未満:7.6(9.6)万円                  ・3～4時間未満:11.4(14.4)万円                  ・4～5時間未満:15.2(19.2)万円</p>
募集期間	<p>随時</p>	<p>支援内容                  □有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合に、一定額を助成。                  ※労働者の手取りが減少しない取組を、「⑤賃金規定等改定コース」又は「⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて行った場合、1時間以上5時間未満延長でも、一定額を助成。</p>		
補助事業名	<p><b>事業場内賃金の引上げ等</b>                  業務改善助成金                  (厚生労働省)</p>	<p>対象者                  ◎事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者</p>	<p>補助率</p>	<p>・補助率 7/10                  ※生産性要件を満たした場合 3/4                  ※常時使用する労働者が企業全体で30人以下の場合、3/4</p>
募集期間	<p>随時</p>	<p>支援内容                  □生産性向上のための設備投資などにかかる費用の一部を助成                  【以下のいずれも取組む事業】                  ◆事業場内における最低賃金の一定額以上の引上げ                  [5つの申請コース&lt;最低賃金の引上げ/引上げ前の賃金&gt;]                  ① 30円以上/750円未満 / ② 40円以上/800円未満                  ③ 60円以上/1,000円未満 / ④ 90円以上/800円以上1,000円未満                  ⑤120円以上/800円以上1,000円未満                  ◆労働能率の増進に資する設備・機器の導入による業務改善と費用支出</p>	<p>補助額</p>	<p>・補助上限                  ①50万円                  ②70万円                  ③100万円                  ④150万円                  ⑤200万円</p>
補助事業名	<p><b>男性の育児休業取得</b>                  両立支援等助成金                  「①出生時両立支援コース」                  (厚生労働省)</p>	<p>対象者                  ◎男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた中小企業事業主。                  ※注意点                  ・過去3年以内に男性の育児休業取得者(中小企業は連続5日以上)がいる企業は対象外                  ・支給対象は1年度につき1人まで</p>	<p>助成額(※)は労働生産性要件の適用時</p>	<p>・支給額                  &lt;取組・育休1人目&gt;                  : 57(72)万円                  &lt;育休2人目以降&gt;                  : 14.25(18)万円</p>
募集期間	<p>随時</p>	<p>支援内容                  □「男性が育児休業を取得し易い職場風土作り」と「男性に一定期間の連続した育児休業の取得」に取り組んだ場合、一定額を助成。                  ◆男性が育児休業を取得し易い職場風土作り                  ※1人目の男性の育休取得前に行う取組み                  ア. 男性労働者に対する育児休業制度の利用促進のための資料等の周知                  イ. 子が産まれた男性労働者への管理職による育休取得勧奨                  ◆男性に一定期間の連続した育児休業の取得                  ア. 男性が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上(中小企業)の育児休業を取得すること。</p>		

※各補助金・助成金の制度詳細については、各「補助事業名」を押し、リンク先をご参照ください。

(更新日:平成29年6月1日)

【職場環境改善】				
補助事業名	<p><b>介護休業</b></p> <p>国立支援等助成金 「②介護離職防止支援コース」 (厚生労働省)</p>	対象者	◎従業員が介護休業の取得・職場復帰、並びに、働きながら介護を行う勤務制限制度を利用した取組みをみ行った中小企業事業主。	助成額 「※」は労働生産性要件の適用時
募集期間	随時	支援内容	<p>□「職場環境整備の取組」と「介護休業の取得と職場復帰、または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用」に取組みを行った場合、一定額を助成。</p> <p>◆介護休業の利用 ア. 介護支援プランの作成 イ. 介護休業を1カ月以上取得（分割取得時は合計30日以上） 他</p> <p>◆介護制度の利用 ア. 介護支援プランの作成 ※介護休業と介護制度、それぞれ条件がありますので、詳細は要項をご参照ください。</p>	
補助事業名	<p><b>新製品開発や販路開拓</b></p> <p>国立支援等助成金 「③育児休業等支援コース」 (厚生労働省)</p>	対象者	◎【以下のいずれに該当する事業者】 1) 労働者に育休を取得、職場復帰させた中小企業事業主 2) 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主	助成額 「※」は労働生産性要件の適用時
募集期間	随時	支援内容	<p>□「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育休を取得、職場復帰させた場合、一定額を助成。</p> <p>◆育休取得時・職場復帰時 ※1企業2人まで支給(無期雇用者1人、有期契約労働者1人) ※それぞれ条件がありますので、詳細は要項をご参照ください。</p> <p>□育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた場合、一定額を助成。</p> <p>◆代替要員確保時 ※支給対象機関は5年間で、1年度あたり10人まで支給 ※各種条件がありますので、詳細は要項をご参照ください。</p>	
補助事業名	<p><b>新製品開発や販路開拓</b></p> <p>国立支援等助成金 「④再雇用者評価処遇コース」 (厚生労働省)</p>	対象者	◎非正規雇用労働者（※）の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額 「※」は労働生産性要件の適用時
募集期間	随時	支援内容	□妊娠、出産、育児又は介護として退職した者が、復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者採用した場合、一定額を助成。 ※継続雇用6か月後・継続雇用1年度の2回に分けて半額ずつ支給	
補助事業名	<p><b>海外販路開拓展示会出席</b></p> <p>国立支援等助成金 「⑤女性活躍加速化コース」 (厚生労働省)</p>	対象者	◎女性が活躍しやすい職場環境の整備に取り組む中小企業事業主。 ※本助成金の中小企業とは、産業にかかわらず常用労働者数300人以下の企業を指します。	助成額 「※」は労働生産性要件の適用時
募集期間	随時	支援内容	<p>□自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した場合、一定額を助成。（※各コース1企業1回限り）</p> <p>◆「加速化Aコース」 ：数値目標達成に向けた取組 (常時雇用する労働者数300人以下の事業主のみ)</p> <p>◆「加速化Nコース」 ：数値目標を達成（全ての雇用保険事業主） ※女性管理職比率が基準値以上に上昇した場合、上乘せ措置あり</p>	

※各補助金・助成金の制度詳細については、各「補助事業名」を押し、リンク先をご参照ください。

(更新日:平成29年6月1日)